

# 王滝頂上避難施設 避難確保計画

王 滝 村

令和5年 5月

Ver.1.10 (1次改訂)

## 改訂履歴

令和5年4月	初版（1.00）R5.5.2 火山防災協事務局会議資料
令和5年5月	一部修正（1.10）5月2日火山防災協事務局会議

## 「王滝頂上避難施設」 避難確保計画

### I 計画の目的

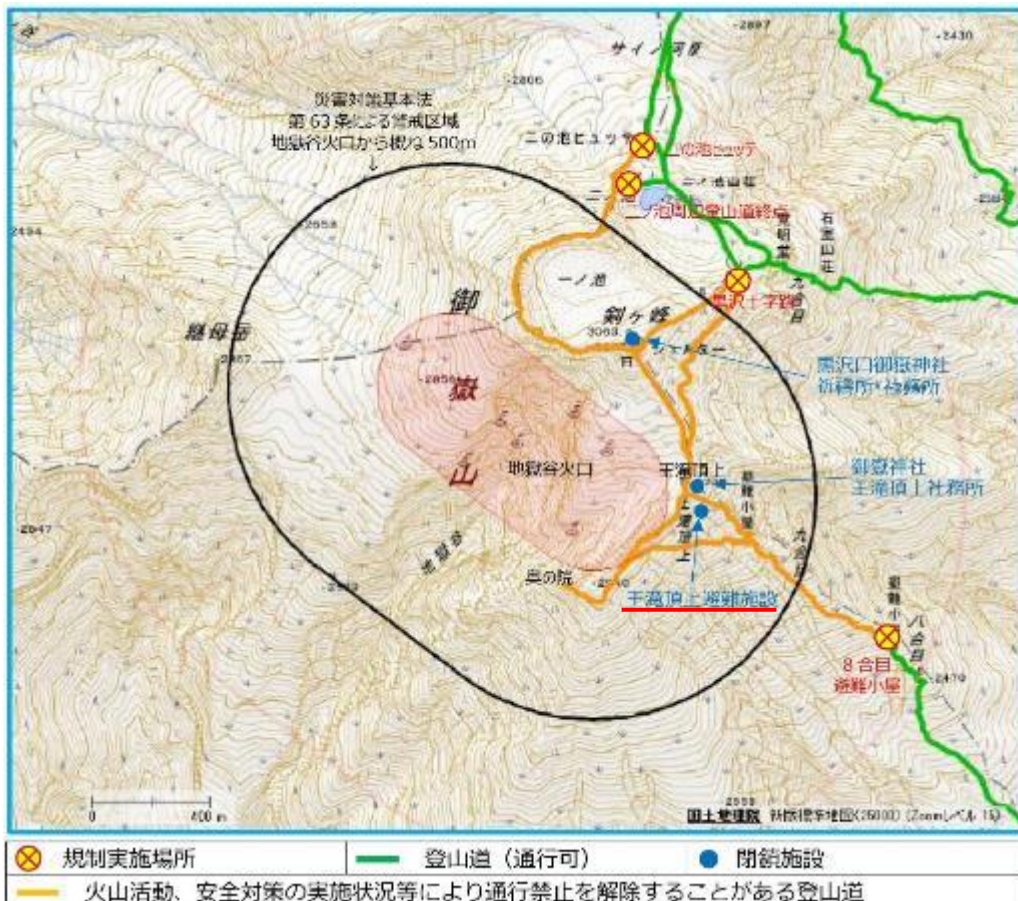
・当施設は、王滝村地域防災計画に活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。本計画は、御嶽山監視パトロール員、施設周辺にいる登山者・観光客等の噴火時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### II 施設の位置

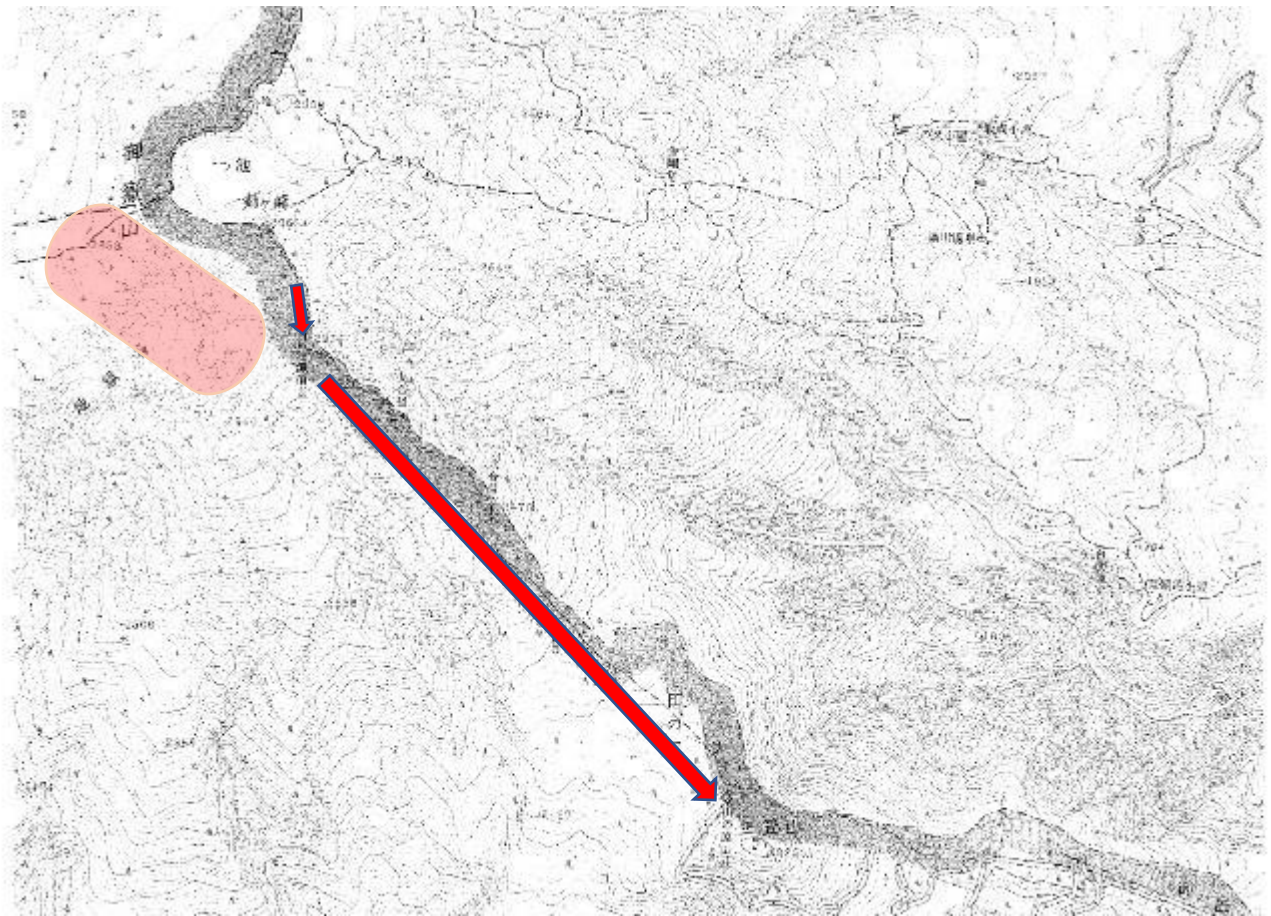
・当施設は、御嶽山想定火口域（地獄谷火口）、南東端から約200mに位置しており、御嶽山火山防災避難計画によると、当施設に影響のある火山現象は以下のとおりである。

項目		内容
想定火口域からの距離		地獄谷火口 南東端から約200m
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲内
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（高齢者等避難・避難）	範囲内
施設に影響がある現象（積雪期は除く）		大きな噴石・小さな噴石・火砕流（火砕サージ）・降灰・溶岩流

・以下に施設の位置図を示す。（御嶽山火山防災避難計画 R5.2.20 改定 P13 より抜粋）



・御嶽山避難ルート図（山頂部分）【剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合】



III 避難対象計画の対象とすべき人数及び範囲

- (1) 避難確保を行うべき対象は、御嶽山監視パトロール員及び施設の周辺にいる登山者・観光客（以下「登山者等」という。）とする。
- (2) 当施設のパトロール員数、当施設に緊急避難する者の想定人数は以下のとおり。

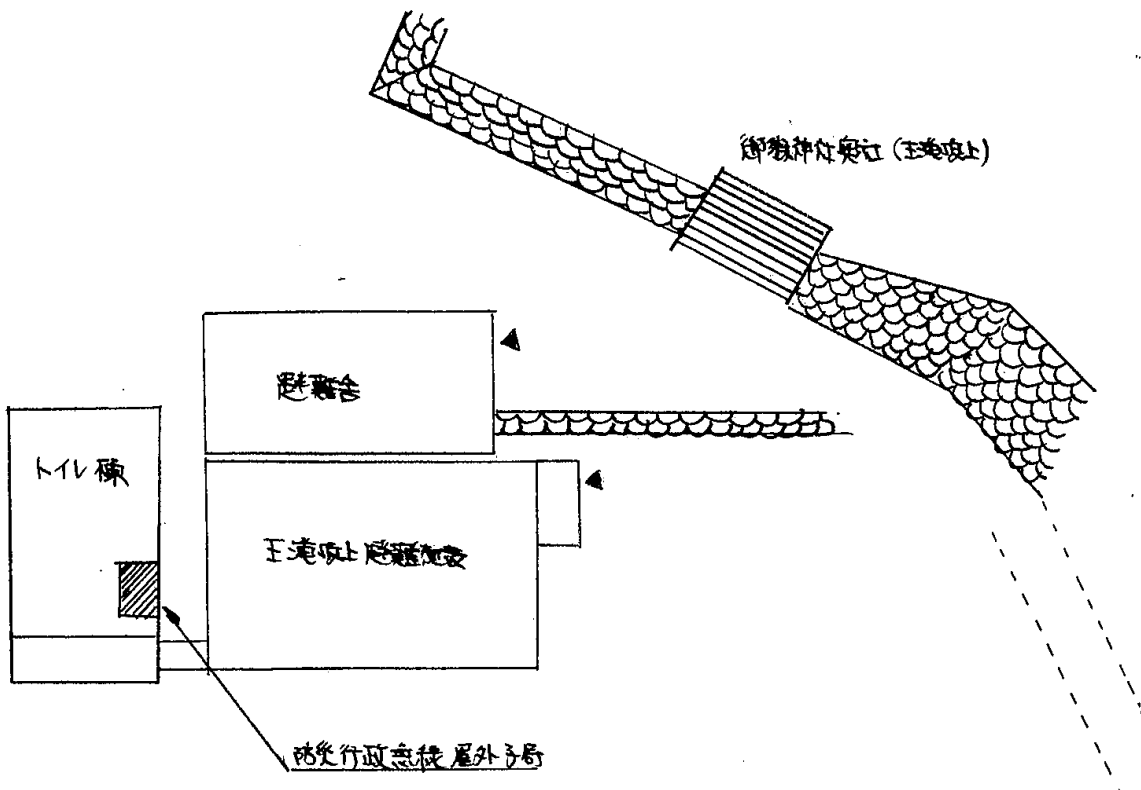
避難を確保すべき対象者数（日中のピーク：8月の休日正午頃を想定）

パトロール員数	緊急避難者数
2名	約100人※1

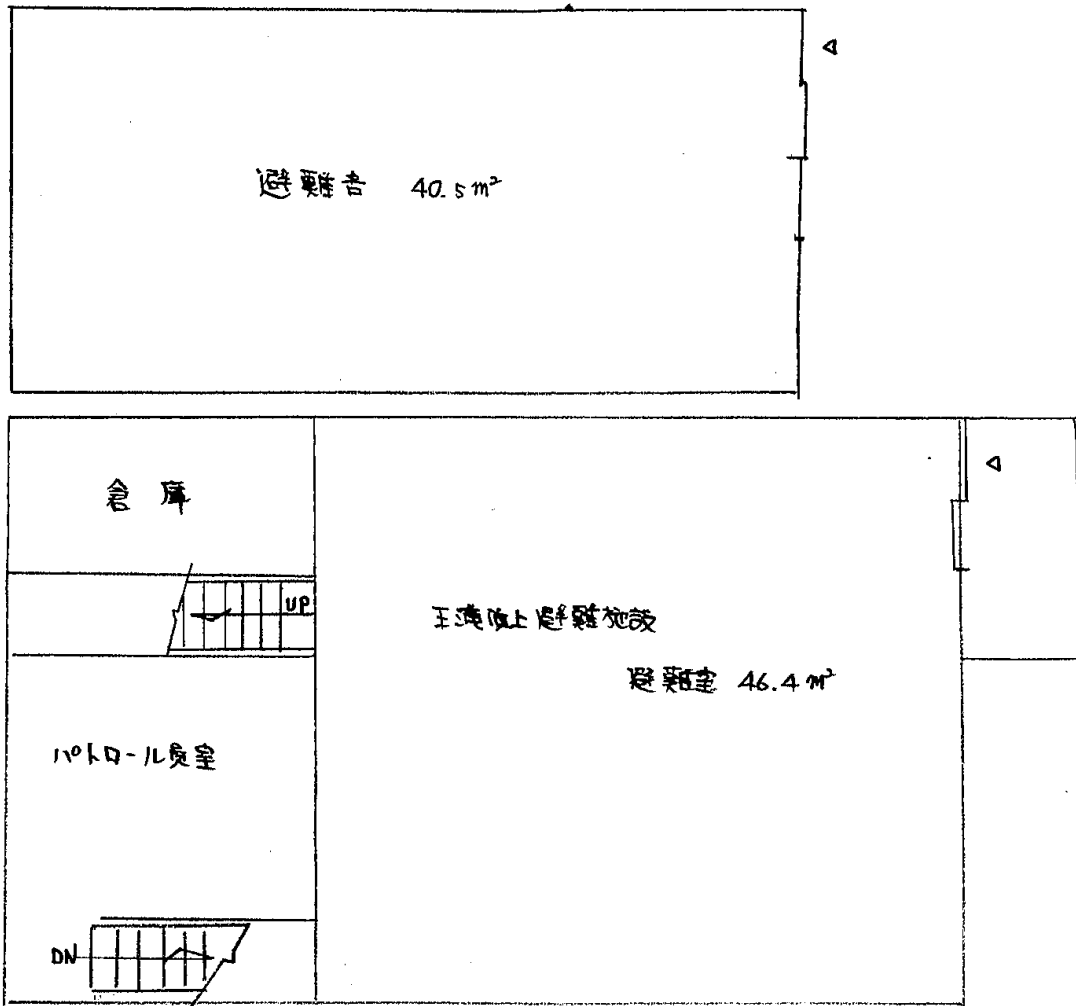
※1 平成26年御嶽山噴火時に王滝頂上山荘に避難した人数

※2 令和5年度に王滝口登山道から剣ヶ峰に登れるようになるため、データを取り令和6年度の計画に反映させる。

施設の配置図



施設の平面図





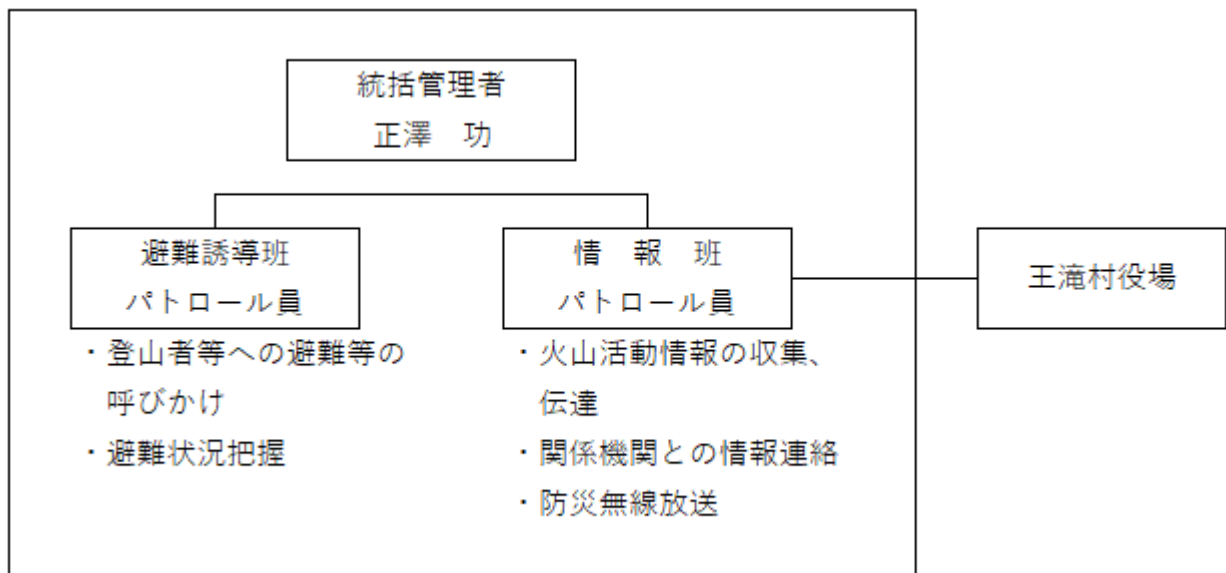
#### IV 防災体制

(1) 当施設の噴火時等の態勢は以下のとおりである。

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引き上げ等がなく立入規制等がない中、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理者</li> <li>・情報班</li> <li>・避難誘導班</li> </ul>
噴火警戒レベルの引き上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	避難誘導體制 ※臨時が発表された場合は、閉鎖施設に指定されている。 御嶽山火山防災避難計画より	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理者</li> <li>・情報班</li> <li>・避難誘導班</li> </ul>
火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合（※以下「臨時」）		

(2) 当施設の体制図

・統括管理者を 正澤 功 とし、統括管理者が不在の場合は、他の監視パトロール員が統括管理者の代理となる。



統括管理者の代理者

代理順位	代 理 者
第 1 位	パトロール員
第 2 位	パトロール員
第 3 位	パトロール員

※代理者は、毎年、運営開始時のパトロール員の体制により決定することとする。

## V 情報伝達及び避難誘導

### 1. 噴火レベルの引き上げ等がない中で、突発的に噴火した場合

#### (1) 情報収集・伝達

①突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集、伝達は次のとおり。

ア) 御嶽山の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、王滝村に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。同様の内容を長野県立御嶽山ビジターセンターへも伝達し、情報共有する。

イ) 情報班は、その後も継続して王滝村と連絡を取り合い、情報共有を行う。共有する情報は以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・登山者等の避難状況、被災状況（負傷者など）
- ・施設及び周辺の被害状況
- ・周辺の天候及び視界
- ・気象台、専門家等から得られる今後の火山活動の推移
- ・田の原への避難実施のタイミング

ウ) 王滝村及び長野県立御嶽山ビジターセンターとの情報伝達手段は村の防災行政無線（移動系）を使用し、その他の関係機関との連絡手段は携帯電話を使用する。

#### 緊急時の連絡体制



②関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は次のとおり

分類	区分	機関名	連絡先	担当者	備考
連絡先	行政機関	王滝村	0264-48-2001	総務課	
参考	その他	長野地方気象台	026-232-2034		
		木曽警察署	0264-22-0110		
		木曽広域消防	0264-22-0119		

参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表期間	収集方法
噴火警報	<p>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。</p> <p>市町村は噴火警報に対応した入山規制や避難勧告等の防災情報を発信する。市町村の指示に従って規制された範囲から非難する必用がある。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急特報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。</p> <p>噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から非難する必用がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報（臨時）	<p>噴火警戒レベルの引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合であっても、まず、その事実を地元の関係者や一般の人々に認識してもらうために、臨時に発表する「火山の状況に関する解説情報」。臨時の解説情報は噴火警戒レベルを引き上げるかどうかを判断するまでの、一時的な情報であり、気象庁は、臨時の解説情報を発表した際には、速やかに火山の現地観測を実施し、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかの判断につなげる。</p> <p>臨時の解説情報が発表された際には、火山活動が活発化していることを認識し、その後、気象庁が発表する情報に注意しておくことが必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために定期的に発表される情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動等の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況や警戒事項について解説される。</p>		



収集する情報	内容	発表機関	収集方法
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、登山者や住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表される。</p> <p>噴火速報が発表されたときは、直ちに身の安全を図る必要があり、迷っている時間はない。普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため留意が必要。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
土砂災害緊急情報	<p>噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が逼迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害が想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等の防災情報を発表する。市町村の指示に基づいて規制された範囲から非難する必用がある。</p>	国土交通省	テレビ、ラジオ、国土交通省ホームページ、防災行政無線、携帯電話端末等
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺または、火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	王滝村	テレビ、ラジオ、王滝村ホームページ、防災行政無線、王滝アプリ等
避難指示	避難指示は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者とうに対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。		

(2) 避難誘導対応

①登山者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導）

- ・避難誘導班及び情報班は、自身の安全を確保しつつ、防災行政無線子局で緊急放送を行うとともに、建物の入口付近で、屋外にいる登山者等に対して、拡声器等で御嶽山が噴火したことを伝え、施設内に入るよう呼び掛ける。
- ・防災無線屋外子局放送文  
「こちらは 王滝頂上避難施設です。御嶽山で噴火活動が発生しました。避難施設へ避難してください。」

②緊急避難者状況の把握・整理

- ・避難誘導班は、緊急避難誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急避難舎の状況を可能な限り把握・整理する。
- ・整理する様式は次のとおり。

緊急避難状況整理表

年 月 日 時刻 : 現在

緊急避難者数	うち負傷者数	備考

【個表】

氏名	住 所	年齢	備考

③応急手当の対応

- ・負傷者に対して可能な限り応急手当を行う。

#### ④規制範囲外への避難

- ・緊急避難者等の規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、王滝村と連絡をとり、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。
- ・規制範囲外の避難先は、長野県立御嶽山ビジターセンターとし、規制範囲外への避難経路は、御嶽山王滝口登山道とする。ただし、王滝村から指示があった場合は、この限りでない。
- ・規制範囲外への避難は、パトロール員が最後尾で下山する。

## 2. 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要になった場合

### 2-1. 長野地方気象台からの事前情報

- ・御嶽山観測データに異変があった場合、長野地方気象台から王滝村に対し、火山活動の状況、今後の噴火警報発表の可能性について情報提供される。
- ・王滝村は上記の情報について、防災行政無線放送で登山者に対し、その情報を伝達する。同時に当施設に対し、気象台からの情報を伝達する。
- ・当施設は、防災行政無線の発報を確認後、施設内の屋外子局で同様の内容を放送する。文案は次のとおり。

「こちらは 王滝頂上避難施設です。御嶽山の火山活動状況についてお知らせします。本日 午（前・後）〇〇時ごろから御嶽山で火山活動が活発化しています。山頂部から離れ、下山してください。」

- ・当施設は、付近の滞留者の概数、天候、視界、気温等を王滝村へ連絡する。

### 2-2. 噴火警戒レベルの引上げ

- ・噴火警戒レベルの引上げが発表された場合、王滝村から防災行政無線でその情報が発布される。
- ・当施設は、防災行政無線の発報を確認後、施設内の屋外子局で同様の内容を放送する。文案は次のとおり。

（サイレン）「御嶽山に火山噴火警報が発表されました。山頂部周辺は大変危険です。避難施設へ避難して下さい。」

### 2-3. 緊急避難者状況の把握・整理

- ・避難誘導班は、緊急避難誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急避難舎の状況を可能な限り把握・整理する。

（整理様式は前出）

### 2-4. 応急手当の対応

- ・負傷者に対して可能な限り応急手当てを行う。

### 2-5. 規制範囲外への避難

- ・緊急避難者等の規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、王滝村と連絡をとり、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。
- ・規制範囲外の避難先は、長野県立御嶽山ビジターセンターとし、規制範囲外への避難経路は、御嶽山王滝口登山道とする。ただし、王滝村から指示があった場合は、この限りでない。
- ・規制範囲外への避難は、パトロール員が最後尾で下山する。

## VI 資器材の配備等

### (1) 保有設備・資器材、備蓄品等

・情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄品は下表のとおり。

パトロール員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を確認しておき、その維持管理に努めるものとする。

#### 保有設備・資器材・備蓄品一覧

区 分	品 名	設置又は保管場所	備考
情報収集・伝達	ラジオ	避難室	
	テレビ	避難室	
	防災無線個別受信機	避難室	
	携帯電話機	避難室	パトロール員
	防災行政無線機	避難室	移動系無線機
避難誘導	防災無線屋外子局	トイレ棟	
	拡声器	避難室	
	ヘルメット	倉 庫	
	不織布マスク	倉 庫	
設備	自家発電機	発電機室	
	発電機燃料	発電機室	
	懐中電灯	倉 庫	
	火山ガス感知器	避難室	
	防毒マスク	倉 庫	
	パトロール員ベスト	パト室	
その他			

## VII 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

### ① 研修・訓練の実施

- ・本避難確保計画に即した訓練を毎年実施し、実施内容を王滝村に報告する。
- ・御嶽山火山防災協議会の実施する訓練に参加する。

### ②避難確保計画の見直し

- ・上記訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ・施設に変更が生じた場合は、必要に応じ、その都度計画を修正する。

### ③火山活動の観察

- ・パトロール員は日頃から火山活動を観察し、変化に気付いた際はその情報を王滝村に伝達する。



【参考】 令和4年 木曽町・王滝村 調整事項

令和4年6月24日以降 御嶽山火山活動活発化対応 木曽町・王滝村

運用開始 令和4年 7/1（木曽町）7/10（王滝村）

想定1 前兆現象あり・噴火活動なし（令和4年2月23日と同様） LEVEL 1 → 2		
タイムライン	イベント	対応等
休日、夜間は+15min.		
N hh:mm	異常時の 情報共有	<b>火山活動の活発化（火山性地震の増加、地殻変動の観測ほか）</b> 長野地方気象台→木曽町・王滝村への 情報提供
		内容：火山活動の状況 噴火警報発表可能性の有無
N+00:01	関係機関 情報共有	<b>自治体、山小屋関係者、パトロール員等との情報共有</b> 自治体から関係者への情報伝達
		木曽町：山小屋、御嶽神社 王滝村：パトロール員、神社 内容：自治体→関係者 気象台からの情報伝達、避難誘導體制の確認 関係者→自治体 附近の滞留者概数、天候、視界、気温等の状況を自治体へ連絡
N+00:05 以内	防災無線広報	<b>登山者（入山者）への情報伝達</b> 木曽町・王滝村：防災行政無線広報（時差発報） 広報文：別紙広報文1
		王滝村：防災無線屋外子局放送 防災アプリ通知
N+xx:xx N2	噴火警報発表	<b>気象庁：噴火警報（火口周辺）発表 LEVEL引上げ 1 → 2</b>
N2+00:05 以内	防災無線広報	<b>登山者（入山者）への情報伝達</b> 木曽町・王滝村：防災行政無線広報（時差発報） 広報文：別紙広報文2
N2+00:10 以内	避難誘導 下山確認	<b>避難誘導 下山確認</b> 黒沢口（剣ヶ峰、二ノ池周辺）：剣ヶ峰・二ノ池周辺→黒沢十字路口→石室山荘→女人堂→御岳RW 王滝口：王滝頂上→九合目→八合目→田の原
		※1：天候等により避難が困難な場合は、最寄りの避難施設で滞留 時間帯、天候等により当日の下山が不可能と判断される場合は、翌日以降の下山とする
※2	登山道規制	<b>登山道規制</b>
		黒沢口：女人堂 王滝口：八合目

※1 悪天候又は日没近くなり、避難（移動）が危険を伴うと判断される場合は、山小屋責任者又はパトロール員等の判断により、最寄りの避難施設（避難促進施設）での滞留とする

※2 レベル引き上げ当日、入山者全員の下山が確認できた場合は、N2+2時間を目途に登山道規制  
 当日下山が出来ない場合は、翌日以降に登山道規制

想定2 前兆現象なし又は直前・噴火活動あり：地獄谷火口 (2014年9月27日と同様) LEVEL1 ⇒ 3以上

タイムライン	イベント	対 応 等		
N h h : m m	噴 火	<p style="text-align: center;"><b>避難誘導</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">パトロール員等による避難誘導</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">                     剣ヶ峰：シェルター                      王滝頂上：王滝頂上避難施設                 </td> </tr> </table>	パトロール員等による避難誘導	剣ヶ峰：シェルター 王滝頂上：王滝頂上避難施設
	パトロール員等による避難誘導	剣ヶ峰：シェルター 王滝頂上：王滝頂上避難施設		
防災無線広報	<p style="text-align: center;"><b>登山者（入山者）への情報伝達</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">木曽町・王滝村：防災行政無線広報（時差発報） 広報文：別紙広報文3</td> <td style="width: 50%;">王滝村：防災無線屋外子局放送 防災アプリ通知</td> </tr> </table>	木曽町・王滝村：防災行政無線広報（時差発報） 広報文：別紙広報文3	王滝村：防災無線屋外子局放送 防災アプリ通知	
木曽町・王滝村：防災行政無線広報（時差発報） 広報文：別紙広報文3	王滝村：防災無線屋外子局放送 防災アプリ通知			
N+00:10 以内	災対本部設置	<p style="text-align: center;"><b>救助体制整備</b></p> 災害対策本部設置（木曽町・王滝村） 情報収集・救助応援要請・避難所開設		
N+00:10 以内	情報共有	<p style="text-align: center;"><b>山小屋関係者等と自治体の情報共有</b></p> 山小屋関係者等→自治体 山頂部付近の状況、入山者の状況		
N+xx:xx N2	噴火警報発表	<p style="text-align: center;"><b>気象庁：噴火警報（入山規制・避難）発表 LEVEL引上げ 1 → 3以上</b></p>		
N2+00:05 以内	防災無線広報	<p style="text-align: center;"><b>登山者（入山者）への情報伝達</b></p> 木曽町・王滝村：防災行政無線広報（時差発報） 広報文：別紙広報文3		
※1	避難誘導 下山確認	<p style="text-align: center;"><b>避難誘導 下山確認</b></p> 黒沢口（剣ヶ峰、二ノ池周辺）：剣ヶ峰→黒沢十字路口→石室山荘→女人堂→御岳RW 降灰状況等によっては飛驒頂上方面への下山を検討 王滝口：王滝頂上→九合目→八合目→田の原		
		天候等により避難が困難な場合は、最寄りの避難施設で滞留 時間帯、天候等により当日の下山が不可能と判断される場合は、翌日以降の下山とする		
※2	登山道規制	<p style="text-align: center;"><b>登山道規制</b></p> （噴火警戒レベルに応じた地点での入山規制）		

※1 噴火活動が沈静化（噴石の飛散停止、降灰量の減少等）するまでは、避難施設で滞留する。  
 山小屋関係者等は、初動体制では負傷者救助の人員確保が難しいため、入山者の安全な避難（下山）を優先する  
 \*他の登山者の協力が得られる場合は、負傷者の救助活動を行う  
 避難施設からの下山については、災対本部と山小屋責任者又はパトロール員との協議により、決心する  
 下山については、山小屋責任者又はパトロール員が最後尾で下山する

各自治体ごとに対応マニュアルを作成し、備え付ける

【別紙 広報文1】事前情報 自治体防災行政無線（同報系）

（上りチャイム）

「こちら ○○ ○○○○ です」（ラジオコール）

「御嶽山の火山活動状況について お知らせします。

本日、午（前・後）○○時ごろから、御嶽山で火山活動が活発化しています。

山頂部から離れ、下山してください。」

（広報文繰り返し）

「こちら ○○ ○○○○ です」（ラジオコール）

（下りチャイム）

【別紙 広報文2】噴火警報 自治体防災行政無線（同報系）

（サイレン 連呼）

「こちら ○○ ○○○○ です」（ラジオコール）

「御嶽山に火山噴火警報が発表されました

山頂部周辺は、大変危険ですの、避難施設へ避難してください。」

（サイレン 連呼）

（広報文繰り返し）

「こちら ○○ ○○○○ です」（ラジオコール）

【別紙 広報文3】噴火 自治体防災行政無線（同報系）

（サイレン 連呼）

「こちら ○○ ○○○○ です」（ラジオコール）

「御嶽山で噴火活動が発生しました。避難施設へ避難してください。」

（サイレン 連呼）

「御嶽山で噴火活動が発生しました。避難施設へ避難してください。」

「こちら ○○ ○○○○ です」（ラジオコール）

※ 防災行政無線（同報系）による広報は、始めに木曽町が発報し、木曽町の広報終了後、王滝村が同じ文面で発報する。

注記：夜間（日没から翌朝日の出まで）も基本的には同様とするが、発報については、状況に応じ各自治体が判断する。